

別表1（第2条、第7条、第8条関係）

種 目	障害の程度	耐用年数	機能	基準額
特殊寝台	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害者	8年	腕又は脚の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹の機能の障害の程度が1級（障害児にあっては、2級以上）の障害者及び障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、原則として3歳以上のもの	5年	じょくそう 褥瘡及び失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するものであること。	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が1級の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等及び介護者が容易に使用できるものであること。	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として3歳以上のもの（入浴に当たって他人の介助を要する者に限る。）	5年	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの（下着の交換等に当たって他人の介助を要する者に限る。）	5年	介助者が容易に使用できるものであること。	15,000円

移動用リフト	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として3歳以上のもの	4年	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）であること。	159,000円
訓練椅子	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害児で、原則として3歳以上のもの	5年	原則として附属のテーブルを付けるものであること。	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの	8年	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたものであること。	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹の機能の障害を有する障害者等で、原則として3歳以上のもの（入浴に当たって他人の介助を必要とする者に限る。）	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであること。 （簡易浴槽等については、介護保険法で購入可能なものに限る。）	90,000円 （簡易浴槽等については、介護保険法の居宅介護福祉用具購入費を限度とする。ただし、90,000円以上のものは90,000円を限度とする。）
便器	下肢又は体幹の機能の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	8年	障害者等が容易に使用できるものであること（手すりを取り付けることができるものとする。）。	4,450円
頭部保護帽	下肢、体幹、移動又は平衡の機能の障害を有する障害者等及び障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであること。	15,200円

歩行補助つえ	下肢、体幹又は平衡の機能の障害を有する障害者等で、原則として3歳以上のもの	3年	T字又は棒状のものであること。	3,000円（夜光材を付帯した場合は、410円（全面に夜光材を付帯した場合は1,200円）を加算する。）
移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹の機能の障害を有する障害者等で、原則として3歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	8年	転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等で、障害者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するものであること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）。	60,000円
特殊便器	上肢の機能の障害の程度が2級以上であり、かつ、重度又は最重度と判定された知的障害児・者で、原則として学齢児以上のもの（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難である者に限る。）	8年	足踏ペダルにより温水及び温風を出すことができるもの又は介護者が容易に使用できるもので温水及び温風を出すことができるものであること（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）。	151,200円
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害の程度が2級以上の障害者等又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発することにより屋内及び屋外に知らせることができるものであること。	15,500円

自動消火器	火災発生感知及び避難が著しく困難な障害の程度が2級以上の障害者等又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるものであること。	28,700円
電磁調理器	視覚の障害の程度が2級以上の障害者又は重度若しくは最重度と判定された知的障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、18歳以上のもの	6年	容易に使用できるものであること。	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	10年	障害者等が容易に使用できるものであること。	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚の障害の程度が2級の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるもの	10年	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	87,400円
透析液加温器	腎臓の機能の障害の程度が3級以上の障害者等で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	5年	透析液を加温し、一定温度に保つものであること。	51,500円
ネブライザー	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、日常生活上必要と認められるもの	5年	障害者等が容易に使用できるものであること。	36,000円

電気式たん吸引器	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、原則として学齢児以上のもの（日常生活上必要と認められる者に限る。）	5年	障害者等が容易に使用できるものであること。	56,400円
動脈血中酸素飽和度測定器	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、日常生活上必要と認められるもの	5年	障害者等が容易に使用できるものであること。	42,000円
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めたもの	5年	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める）	100,000円
発電機	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めたもの	10年	AC100V（正弦波）の出力がで き、人工呼吸器用のバッテリー 等を充電できるもの	110,000円
外部バッテリー 又はポータブル 電源	呼吸器の機能の障害の程度が3級以上又はこれと同程度と認められる障害者等で、電気式たん吸引器又はネブライザーを使用しているもので、呼吸管理が必要と医師が認めたもの	5年	AC100V（正弦波）の出力がで き、使用する医療機器の消費電 力（W）に対応できるもの	50,000円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	10年	障害者が容易に使用できるものであること。	17,000円

視覚障害者用体温計（音声式）	視覚の障害の程度が2級以上の障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、原則として学齢児以上のもの	5年	障害者等が容易に使用できるものであること。	9,000円
視覚障害者用体重計	視覚の障害の程度が2級以上の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	5年	障害者が容易に使用できるものであること。	18,000円
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語又は肢体の機能の障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの（発声又は発語に著しい障害を有する者に限る。）	5年	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるものであること。	98,800円
情報・通信支援用具	上肢又は視覚の機能の障害を有する障害者等で、原則として3歳以上のもの	5年	障害者等が容易に使用できるパーソナルコンピュータの周辺機器又はアプリケーションソフトであること。	100,000円
点字ディスプレイ	視覚の障害の程度が2級以上であり、かつ、聴覚の障害の程度が2級以上である障害者	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるものであること。	383,500円
点字器	視覚の障害を有する障害者等	5年	障害者等が容易に使用できるものであること（点筆を附帯することができるものとする。）。	10,400円
点字タイプライター	視覚の障害の程度が2級以上の障害者等で、就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれるもの	5年	障害者等が容易に使用できるものであること。	63,100円

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚の障害の程度が2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	録音・再生機にあつては85,000円、再生専用機にあつては35,000円
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚の障害の程度が2級以上の障害者で、原則として学齢児以上のもの。	6年	視覚障害者が容易に使用できるもの。	59,800円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚の障害の程度が2級以上の障害者等	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力することができるもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚の障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの(視覚障害者用拡大読書器を利用することにより文字等を読むことが可能となる者に限る。)	8年	画像入力装置を印刷物等の上に置くことにより、簡単に拡大された画像、文字等をモニターに映し出せるものであること。	198,000円
視覚障害者用時計	視覚の障害の程度が2級以上の障害者	10年	障害者が容易に使用できるものであること。	13,300円

聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声若しくは発語に著しい障害を有する障害者等で、原則として学齢児以上のもの（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者に限る。）	5年	一般の電話に接続して音声の代わりに文字等により通信が可能なもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚の障害を有する障害者等で、聴覚障害者用情報受信装置によりテレビを視聴することが可能となるもの	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信できるもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	88,900円
人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚の障害を有し、人工内耳埋込手術を受けている障害者等で、医療保険の適用となる体外装置を装用後5年を経過しているもの	5年	障害者等が容易に使用できるものであること（ただし、民間保険及び医療保険が適用されない場合の買替えに限る。）。	350,000円
人工内耳用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	なし	人工内耳用外部装置用の空気亜鉛電池で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	1月につき2,500円
人工内耳用充電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	2年	人工内耳用外部装置用の充電池で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	20,000円
人工内耳用充電器	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で、現に装用している聴覚障害者	3年	人工内耳用外部装置用の充電池に適合する充電器で、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	25,000円
人工 <sup>こう</sup> 喉頭	音声の機能の障害を有する障害者	4年	笛式のもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	5,000円



	等で、喉頭を摘出したもの	5年	電動式のもので、障害者等が容易に使用できるものであること。	70,100円
ストマ用装具	ぼうこう膀胱又は直腸の機能の障害を有する障害者等で、ストマを造設したものの	なし	便を処理するためのものであること（皮膚保護剤を附帯することができるものとする。）。	1か所につき月額 8,900円以内
			尿を処理するためのものであること（皮膚保護剤を附帯することができるものとする。）。	1か所につき月額 11,700円以内
紙オムツ等	次のいずれかに該当する3歳以上の障害者等で、必要と認められる者 (1) ストマ用装具を装着できない者 (2) 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (4) 6歳以前に発症した脳性麻痺等の脳原性運動機能障害又はこれと同程度と認められる障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者	なし	紙オムツ若しくは脱脂綿、サラシ及びガーゼ又は洗腸装具	1月につき 12,000円以内

収尿器	下肢又は体幹の機能の障害を有し、 排尿障害のあるもの	1年	容易に使用できるもの	男性用にあつては7,700円、 女性用にあつては8,500円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹の機能の障害又は乳 幼児期の非進行性の脳病変による 運動機能の障害(移動機能障害に限 る。)の程度が3級以上(特殊便器 への取替えにあつては、上肢の機能 の障害の程度が2級以上)の障害者 等で、原則として学齡児以上のもの	なし	手すり、スロープ等の設置、床 材、扉、便器等の取替え等によ り転倒防止、立ち上がり動作及 び移乗動作の補助、段差解消等 を図ることができるものである こと(設置又は取替えに当たり、 小規模な住宅改修を伴うものに 限る。)	200,000円

#### 備考

- 1 脳原性運動機能障害を有する場合は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。